

「四国遍路」の世界遺産登録に関する緊急提言

徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の霊場を巡る四国遍路は、どこから始め、どこで終わるという決まりはなく、周回し続けることができる他地域では見られない独特の巡礼である。巡礼者は弘法大師の修行の追体験をしながら円環状の道を巡り、地域社会はお接待をすることで功德を得ることができ、四国遍路は弘法大師信仰の仕組みのもと、巡礼者と地域社会ともに救いを得る救済の場として機能した。弘法大師信仰という宗教・宗派を超えた民間信仰を軸に、飢饉や災害などの社会の諸課題の受け皿として機能した物証として顕著な普遍的価値を有し、世界文化遺産としてふさわしいものである。

四国4県では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「四国遍路世界遺産登録推進協議会」を設立し、顕著な普遍的価値の研究や構成資産である札所寺院や遍路道の文化財指定等による保護措置の充実に努めるとともに、受入態勢の整備や普及啓発活動を進めるなど、世界遺産暫定一覧表への記載に向けた取り組みを着実に推進してきたところである。

一方、国においては、平成22年度以降、世界遺産暫定一覧表への追加記載がなされておらず、また、令和2年度からは同一覧表等の在り方に関する議論が継続して行われている。

以上のことから、国においては以下の事項について格別の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 四国一円に点在する多数の札所を巡る周回巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く文化的伝統を表す札所や遍路道等を構成資産とする四国遍路を、世界遺産暫定一覧表へ追加記載すること。
- 2 構成資産の文化財調査の実施に必要な財政支援を行うこと。

令和7年6月4日

四 国 知 事 会

常任世話人	徳島県知事	後藤田 正純
	香川県知事	池田 豊人
	愛媛県知事	中村 時広
	高知県知事	濱田 省司